

西条市職員のハラスメントの防止等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員(非常勤職員及び臨時的に任用された職員を含む。以下同じ。)の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的とし、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメントなど、職員の人格若しくは尊厳を著しく害し、職員に精神的若しくは肉体的苦痛を与え、又は職員に不利益若しくは勤務意欲の低下をもたらす不適切な言動の総称をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 職場及び職場外において他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (3) パワー・ハラスメント 職場及び職場外において職務上の地位、権限、人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の範囲を超え精神的若しくは肉体的苦痛を与える行為、又その結果として職場環境を悪化させる行為をいう。
- (4) 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント 職場及び職場外において、妊娠若しくは出産に関する言動又は育児休業、介護休業等の利用に関する言動により、職場環境を悪化させる行為をいう。
- (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントにより職員の職場環境が害されること、又はハラスメントの対応に起因し、職員が勤務条件につき不利益を受けることをいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、ハラスメントが個人の尊厳又は名誉を不当に傷つけ、勤務意欲の低下又は職場環境を害することを自覚するとともに、他の職員の人権を尊重し、ハラスメントを行わないよう注意しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 職員を管理監督する立場にある者(以下「管理監督者」という。)は、良好な職場環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員に対する指針)

第5条 市長は、ハラスメントを防止するために職員が認識すべき事項及びハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等についての指針を定めるものとする。

2 市長は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

(研修等)

第6条 市長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、職場研修等を実施するよう努めなければならない。

(ハラスメント相談員の設置)

第7条 市長は、ハラスメントに関する苦情又は相談(以下「苦情相談」という。)に対応するため、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

- 2 相談員は、市長が指名する職員をもって充てる。
- 3 相談員は、常に中立・公正な立場で、誠実に苦情相談又は調査に対応しなければならない。

(苦情相談の申出)

第8条 職員は、ハラスメントの被害者に限らず、苦情相談を相談員に申し出ることができる。

(苦情相談の対応)

第9条 前条の規定による申出を受け、苦情相談に対応した相談員は、その内容を相談整理票に記入し、人事担当課長に報告しなければならない。

- 2 人事担当課長は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて管理監督者に対し事情を聴取し、また相談員に当事者等の調査を指示することができる。
- 3 相談員は、前項の調査を行ったときは、調査結果を相談調査票に記録し、速やかに人事担当課長に報告しなければならない。
- 4 人事担当課長は、管理監督者に対し調査結果等を基に問題解決のための指導及び助言を行うものとする。
- 5 管理監督者は、当事者等に対し指導及び監督を行い、問題を迅速かつ適切に解決するよう努めなければならない。

(プライバシーの保護等)

第10条 相談員及び相談等に関与した職員は、相談者その他の関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、当該関係者が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

(処分等)

第11条 市長は、職員のハラスメントの態様が信用失墜行為又は全体の奉仕者としてふさわしくない非行等に該当すると認められるときは、その程度に応じ、懲戒処分等必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、訓令の日から施行する。

附 則(令和元年 8 月 5 日訓令第 6 号)

この訓令は、令和元年8月5日から施行する。

附 則(令和 7 年 10 月 20 日訓令第 28 号)

この訓令は、令和7年10月20日から施行する。